

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

下記の者へ送達すべき書類を、福岡市役所教育委員会教育支援部教育支援課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市長 高島 宗一郎



送達を受
けるべき
者の氏名

別紙のとおり

送達すべ
き書類を
特定する
ために必
要な情報

教教支第303号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。